

会議録(速報版)は、暫定的なものであるため、正式な会議録とは一部異なり、今後訂正される場合があります。

正式な会議録は、調製後「会議録の検索と閲覧」に登載されます。

○幸村香代子君 皆さん、こんにちは。立憲民主連合・八代市・郡選出の幸村香代子でございます。

午後から質問するのは初めてでございまして、さつき、城下県議が、2番目にするのは何か時間の配分が間違ったというお話をしたけれども、私も3番目にするのが初めてで、おまけに6項目上げていますので、なかなか時間配分も考えながら質問をしたいというふうに思います。

まずは1項目め、知事の肥後の引き倒し、土着の宗教発言と地下水保全についてお尋ねをいたします。

知事は、10月8日、福岡市での講演において、熊本県民が地下水を守ろうとする思いを、何とも言えない土着の宗教と表現されました。その後、10月10日に、的確ではない表現であったとして撤回をされました。この発言は県民に衝撃を与え、深く傷つけるものでした。私も、第一報を聞いたときに信じられない思いがいたしました。

知事も御存じのとおり、熊本は日本有数の地下水都市であり、飲料水のほぼ全てを地下水に依存しています。そのため、地下水保全は、単なる宗教的信仰ではなく、生活と文化を支える現実的課題です。県民が生きていく上で必要不可欠なものです。その地下水を大量に使用する半導体企業の進出により、地下水が汚染されるのではないか、量が足りなくなるのではないかという不安を県民が持つことは当然のことです。

知事の土着の宗教という表現は、県民の真剣な懸念を非合理的なものとして矮小化し、やゆする印象を与えました。さらに、肥後の引き倒しという言葉まで紹介されたことは、県民が新しい産業に不安を抱くことを否定的に捉えたものであると受け止められます。

知事は、県民をやゆする趣旨はなかったと釈明されていますが、発言の影響は大きく、これからさらにサイエンスパーク構想やシリコンアイランド九州構想の中核を担う熊本であれば、県民に対し、懸念の払拭のために、地下水保全と産業振興の両立について、さらに明確な方針と具体的な説明を行う責任があります。

そこで、以下の点について質問をいたします。県民に対して誠実な答弁を求めます。

なぜ地下水への懸念を土着の宗教と表現されたのでしょうか。また、県民の地下水への思いをどのように理解しておられるのでしょうか。さらに、TSMC進出に伴う県民の不安はまだ払拭されていないと認識していることから、TSMC進出に伴う地下水保全策をどのように取り組まれるのか。

以上3点を知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 幸村議員から御質問いただきました。

3点の御質問のうち、まず、福岡市での講演における私の表現の意図と県民の地下水への思いに対する理解の2点について、あわせて、まずお答えいたします。

私の発言の真意は、地下水に対する私たち熊本県民の思いは、心の奥底にある、理屈ではない大事な価値感、また、長い歳月をかけて根づいてきた熊本の人々の魂そのものであるということを他県の方にお伝えしたかったということに尽きます。

この講演の直前に他県の方々との懇談の場がありまして、その際に、なぜ熊本は地下水にここまでこだわるのか、潤沢にあるのだから、どんどん使って企業を呼び込めばいいのではないかなどの発言が聞こえてきたこともありまして、私たち熊本県民には、熊本の日々の暮らしの中で育まれた地下水への特別な思いがあることを代弁したい強い気持ちがあふれ出てしまったものでございます。

10月9日の定例記者会見でも申し述べていますとおり、マイナスのイメージを伴う表現をしたつもりは全くございませんでした。県民の皆様をやゆする気持ちも一切ございません。しかしながら、その記者会見を受けた県内での報道を御覧になった県民の方から、私に注意する御意見がございました。そのことから、このことを正確にお伝えするには的確ではない表現であったと考え、直ちに発言を撤回させていただきました。

このたびの私の発言で不快な思いをされた県民の皆様に対して深くおわびを申し上げます。

そこで、地下水保全対策についてお答え申し上げます。

地下水は、県民生活を支える熊本の宝であり、半導体関連企業の集積に伴い、県民の皆様が地下水に関して見えない不安を感じられていることは私も深く理解しております。

そのため、私は、昨年県知事選に立候補する際に掲げたマニフェスト、くまもと新時代、県民への10の約束の一番手の項目「県民の命と暮らしを守る！」の中で、地下水保全を最重要項目として掲げました。

知事就任後直ちに立ち上げた各種本部の中でも、地下水保全推進本部を真っ先に立ち上げ、この地下水保全推進本部を中心に、地下水の量と質の保全に全力で取り組んでいるところでございます。

昨年度までの取組に加えて、今年度、水量の保全については、熊本地域における今後の地下水保全に向けた目標や取組などを示します次期熊本地域地下水総合保全管理計画の策定ですとか、新たに設置した九州の水を育む阿蘇の守り手基金の募集などを進めております。

水質の保全につきましては、他県に例を見ない1万種類を超える規制外物質等に関する継続的な環境モニタリングを行うほか、企業への具体的な使用状況等調査も実施いたしました。河川水質の結果については、専門家委員会からも安心できる状況と考えるとの御意見をいただいております。

また、県民の皆様の不安を解消するためには、正しい情報発信が重要であり、地下水のリアルタイム配信や水質検査結果の情報発信強化などを新たに実現いたしましたが、これからも引き続き積極的に取り組んでまいります。

知事選のマニフェストで掲げたとおり、今後とも、私たち熊本県民の宝である地下水を必ず守り抜くという強い使命感の下、県民、企業の皆様などと力を合わせて、地下水をはじめとする熊本の豊かな自然環境の保全と地域経済の発展の両立に向けた取組を具体的かつ強力に進めてまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 私の知る限りにおいて、知事が、初めて県民の皆さんへ謝罪をされたのではないかというふうに思います。なかなかその時々の思いとか考えを言葉にして正確に伝えるということは難しいものもございます。県知事という立場になれば、その言葉の重みは、もう重々たるものであるというふうに思います。そんなつもりはなかったということが通用しない立場でもあられるのではないかということも思います。

これまでの知事の発言、いろいろございました。そういうことがあったこと也有って、非常にやはり今回の発言が、なぜまた再びこういった発言をされるんだろうということで、非常に残念な思いがしたことも事実であります。

知事が、御答弁にあったように、不信感を払拭していくということについては、県民の不安の声にきちんと向き合っていく必要があるだろうというふうに思いますし、地下水保全の取組と水質検査、こういったものもしっかりとやって情報公開をしていただきたいというふうに思います。

半導体産業の集積は、今から進んでいきます。そうするときに、地域経済との自然環境の保全、地場産業の共存、これをどういうふうに進めていくのかということがあります。

今非常に、100年に1度のビッグチャンスだということで、そのことに非常に前のめりになっていく風景があります。確かに、このチャンスを捉えなければならないとも思いますが、やはりいろんなリスクもあると。そのリスクにきちんと向き合っていただくことが、今回の発言の不信感を払拭することにつながっていくのではないかというふうに思いますので、しっかりと見極めていただきたいというふうに思います。

次の項に移ります。

長射程ミサイルの配備に係る説明会開催と見直しを求める民意についてお伺いをいたします。

11月9日、長射程ミサイルが配備される健軍自衛隊駐屯地に近い健軍商店街で、1,200名規模の反対集会が行われました。熊本県内各地からの参加者、また、外国からの参加者もあり、リレートークでは、地元の方たちが声を上げられました。このような国の政策に対して、地元の方たちが不安の声を上げられるというのは非常に勇気が要ることだったんだろうなというふうに思います。それだけミサイル配備に対して危機感と不安感を持たれていることだと思います。

また、自衛隊とともに生活がある地域です。だからこそ、自衛隊の皆さんも、近くにあるから守りたい、自衛隊の皆様を守りたい、そういう思いがリレートークの中にあふれています。生活圏のど真ん中、学校や病院があり、民家が密集する中に、長射程ミサイルが、住民に何の説明もなく配備されることに危機感と怒りを覚えない方はいないと思います。

これに先立ち、11月7日には、県内の大学教授でつくる立憲主義を未来へつなげる大学人の会くまもとが会見を開き、長射程ミサイル配備計画は憲法違反であり、住宅地に位置する健軍駐屯地の立地には問題があり、国や県は説明責任を果たしていないとして、配備撤回を求めました。

そのほか、政党やNPOなど多くの団体が申入れを行われています。24日には、熊本市青年会館で400人規模の集会があり、各県からの報告で、改めて、抑止力や防衛力強化の名の下に、各地で軍備と

言える状況が進んでいることを知りました。

国においては、安全保障関連3文書の改定議論が加速し、27年度としていたGDP比2%の防衛費を今年度中に前倒しし、さらに増額し、防衛装備の拡大を進める様子にあります。弾薬庫の設置や防空ミサイルの輸出検討など、なじ崩し的に進んでいる様子があります。本当にこのまま突き進んでいいのかと不安になります。

高市総理の台湾有事発言で、中国をはじめとする世界に緊張が高まっています。このことが、長射程ミサイルへのさらなる不安につながっているのだと思います。

知事は、9月議会で、国防は国の専管事項であり、是非を判断する立場にないと答弁をされています。権限はないにしても、自治体の長として、県民の声を国へ届けることはできるはずです。県民の暮らしと命を守ることが知事の責務です。そうであれば、長射程ミサイル配備が県民の命と暮らしを守ることになるのか、いま一度お伺いをしたいと思います。

長射程ミサイル配備について、県民の間に広がる不安と懸念をどのように受け止めておられるのか、また、国に対して住民説明会の開催を強く求めていただき、実現しないのであれば配備の見直しを求めるお考えはないのか、お尋ねをいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) まず、県民の間に広がる不安と懸念についての受け止めについてお答えいたします。

私は、戦争の惨禍を決して繰り返さないよう、さきの大戦の反省と教訓を踏まえ、国の積極的な外交努力により国際社会の平和と安定を築くことが重要であると考えます。

一方で、現在我が国を取り巻く安全保障環境下においては、他国の脅威から国民の安全と国土を守るために、国による防衛力強化の取組が進められているものと認識しております。

また、今回の健軍駐屯地へのスタンドオフミサイルの配備については、不安などを感じる県民がおられることも認識しております。

国においては、本県からの要望を踏まえ、Q&Aの掲載や相談窓口の設置など、県民の不安解消に取り組んでいただいている。

今後も、県民の不安解消のため、分かりやすく丁寧な説明をしていただきたいと考えております。

次に、国に対して住民説明会の開催を求めるこや配備の見直しを求めるこについてお答え申し上げます。

今回のスタンドオフミサイルの配備は、国の防衛力強化の取組の一環として、国や国会においてこれまで議論され、結論が出されたものでございます。

国防に関するこは国の専管事項であり、私はこの配備について判断する立場にはなく、住民説明会の開催も含め具体的な説明手法については、国が判断されるものと考えております。

県としては、県民の方々から寄せられる御意見や御要望について、その都度しっかりと国にお伝えしております。

今後とも、国に対して、分かりやすく丁寧な説明に加え、運用に当たっての安全対策の徹底や住民生活に配慮した取組なども、地元熊本市とも連携して求めてまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 これまで防衛力を強化することについては理解をしております。しかし、今回配備される長射程ミサイルは、射程距離1,000キロとされ、上海まで届くものです。敵基地攻撃能力を持つものであり、明らかに憲法から見ても問題があります。

知事の御答弁の外交努力による国際社会の平和と安定を築くことが重要であるということ、そして、防衛力の強化の取組が進められているという認識は、私も同じように持っています。しかし、その先が問題なんだろうと。そこまでは、多分一緒なんですよ。ただ、その平和を守るため、そのために、じゃあ、次の段階に何をするのかというところが、やっぱり違うんだろうと思います。武力を持つことについては反対をいたします。

先ほどもお話をしましたが、県知事の最も基本的で重要な責務の一つは、県民の命、暮らし、そして財産を守ることです。これは、地方自治の根幹をなす原則であるというふうに思います。であれば、国の専管事項ということで、ミサイル配備に関して判断する立場にないというお答えはいかがなものかというふうに思います。ミサイル配備に不安を感じる県民がいることを認識しながら、このまま配備が進められることに異を唱えない、これでよいのでしょうか。県民の意見や要望は届けていて、具体的な説明手法は国が判断するものだとおっしゃいます。

熊本県や熊本市の要望を受けて、九州防衛局は、電話による相談窓口の設置、Q&Aのホームページへの掲載、昨日は、ホームページをリニューアルして案内を強化したとの報道がありました。しかし、求められているのは、対面による説明会です。

知事におかれましては、いま一度、県民の不安の声に寄り添っていただくことをお願いしたいというふうに思います。

また、立憲民主党県連としては、反撃能力を有する長射程ミサイルは専守防衛を逸脱するものとして、保有も配備も、全てにおいて反対することを機関決定いたしました。そして、このことを党本部へも反対を求める要望書を提出いたしました。

今後も、県民の皆さんとともに、平和な地域社会をつくる活動に取り組んでまいりたいと思います。そして、この項を終わります。

次の質問に移ります。

子供たちを性被害から守ることについて質問をいたします。

まず、学校における取組について伺います。

令和5年6月、内閣府男女共同参画局がまとめたこども・若者の性被害に関する状況等によりますと、若年層、16歳から24歳の4人に1人以上、26%が言葉、視覚、身体接触、性交、情報ツールによる性被害に遭っています。また、被害者の約半数が誰にも相談していないと答えています。

各都道府県に設置されている性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターへの相談件数

は年々増加傾向にあり、令和4年度は、前年比7.4%増の約6万3,000件であると報告されています。

本県で、県の委託を受け、24時間、性暴力被害の相談に対応されているゆあさいどくまもとさんの記事が、21日、新聞に掲載されました。記事によると、24年度の相談件数は1,439件で、10年前の開設時と比較すると2倍以上に増えており、年代別では10代の児童生徒が約4割を占め、学校内での被害が多いということでした。近年の特徴として、スマホやタブレット端末を介した被害が増えているとのことです。

先日、先生がグループラインで盗撮画像を共有していたとのニュースは、教育関係者や保護者の皆さんなどに大きな衝撃を与えました。また、本県でも、生徒とのメールのやり取りや不同意わいせつなどの事件が起きています。被害者に徹底的に寄り添うことがまず必要だと思いますし、先生と生徒という立場を利用しての犯罪に対して厳しい処分が必要だと思います。

学校現場では、大多数の先生方が真面目に児童生徒に向き合い、多忙を極める中、工夫を凝らした学習会や講演などに取り組まれていますが、現場で性被害や性暴力が起きたときに、個別に対応していく大変さも抱えておられます。加害者が同僚である場合もあり、現場の負担はますます大きくなっていることが懸念されます。

そこで、教育委員会として、教職員による性犯罪、性暴力を防ぐ取組、また、事件が起きたときの対応、また、処分の考え方を教育長にお尋ねいたします。

[教育長越猪浩樹君登壇]

○教育長(越猪浩樹君) 児童生徒を守り育てる立場にある教職員が立場や関係性を利用して行う性暴力は、児童生徒の尊厳を深く傷つけ、教育への信頼を根底から揺るがす重大な問題で、断じて許されることではありません。

しかしながら、本県においても残念ながら児童生徒に対する盗撮等の事案が発生しており、私自身も真摯に反省するとともに、児童生徒が被害者となるような事案を二度と起こさせてはならないというふうに思っております。

現在、県教育委員会では、学校における性被害の防止に向け、研修の充実、早期発見・早期対応、被害者への寄り添い、厳正な対応を4つの柱として、総合的に取り組んでいます。

まず、研修の充実については、不祥事防止研修テキストやわいせつ防止研修テキストを用いて、具体的な事例や留意点を共有する実践的な研修を実施し、日常的な指導場面における未然防止の意識の向上を図っています。

次に、早期発見・早期対応については、管理職に対して、研修や会議等あらゆる機会を捉えて、不祥事を許さない職場環境づくりや適切な早期対応を行うなど、早期発見・早期対応に関する重要性の周知徹底を図っています。

さらに、被害者への寄り添いについては、学校で児童生徒が被害者となるような事案が発生した場合、スクールカウンセラーを派遣し、まずは被害児童生徒の心身の安全を守るとともに、他の児童生徒が安心して学校生活を送ることができるような体制を整えています。

最後に、厳正な対応については、令和4年に施行された教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律を受け、令和6年に改正した懲戒処分の指針に基づいて、厳正な対応を取ることを各学校に周知徹底しています。

県教育委員会としては、教職員が児童生徒と私的なメールやSNSでのやり取り禁止等を徹底とともに、引き続き、学校における児童生徒の性被害を根絶するという強い意思を持って取り組んでまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 子供たちが安心して学べる場所、また、1日の大半を過ごす学校という場所で、本当に性被害が増えている、性暴力が増えているということに対しては、本当に心配な状況だというふうに思います。

教育委員会におかれでは、現場の状況にしっかりと対応していただきたいというふうに思います。そして、表に出てくるのは本当に氷山の一角というふうに言われます。早期に発見するために、子供たちが相談できる体制づくり、そして、被害が起きたら、徹底した被害者に寄り添う対応が必要だと思います。

教育長が冒頭お答えになったように、先生と生徒という権力と立場を利用した性暴力は決して許してはならないと思います。

懲戒処分については、令和6年に指針が改正されたということですが、しかし、何らかの性加害を加えた教職員が再び教職に戻れる、この処分はやっぱり軽いんだろうというふうに思います。昨年改定されたばかりではありますが、問題があれば、やはりさらなる厳格化も御検討いただくようにお願いをしたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

児童養護施設における対応についてお伺いをいたします。

2025年3月の定例会で、同じ会派の岩田智子県議が、熊本市内の児童養護施設での性虐待について質問をされ、施設で暮らす子供たちの安心、安全を守るため、また、健やかな成長を保障するために、熊本県の取組と姿勢を問われています。

この事件の余波も残る2025年11月20日、県北の児童養護施設で24歳の女性が、14歳から19歳の間、施設の職員から性暴力を受けていたとの記事が掲載されました。女性は、2025年6月に、施設側に計2,200万円の損害賠償を求める訴訟を起こし、マスクのみという顔出しで記者会見を行っています。加害者は施設の男性職員で、父親のように慕っていたと言います。避妊はされず妊娠し、中絶させられています。

加害者は、2021年11月に児童福祉法違反の容疑で逮捕され、2022年7月に懲役1年10か月の実刑判決が確定しています。あまりの刑の軽さに驚きます。

加害者が逮捕されても施設側からの謝罪はなく、弁護士による面会の場が設けられましたが、破談に終わり、今回訴訟を起こすことになったということです。彼女がなぜここまで追い込まれなければなら

ないのか、強い憤りを覚えます。

女性は、マスク着用の顔出しで記者会見を行った理由を、性被害を受けたことを隠さなければならぬという世の中の風潮がおかしいんだ、そして、無関係の子供たちが誹謗中傷されることを食い止めたかったと述べています。

言うまでもありませんが、児童養護施設は、保護者のいない子供や虐待を受けているなど家庭で養護を受けられない子供が、家庭に代わる生活の場として入所する施設であり、安心して健やかに暮らせることが保障されなくてはなりません。施設で暮らした子供たちは、施設を出ても、成人式や結婚など、その折々にうれしそうに報告をしに施設に来てくれるそうです。

施設で再び虐待を受け、居場所を奪った今回の事案は、到底許されるものではありません。

今回、立て続けに報道された事案に、県としてもしっかりと対応していく必要があると考えますが、県の認識を健康福祉部長にお伺いをいたします。

また、事件の公表を行う必要があるのではないかでしょうか。児童養護施設内の性的虐待に関しては、公にすることで、本人と在園する子供たちへの二次被害が起きるという懸念の声が根強くあります。しかし、そうしてきたことが、今回のような現状を生んでいるのではないかと思います。

県立の学校で起きたこういった性加害の事案については、教育委員会が公表と謝罪、処分を行っています。しかし、児童養護施設に関しては、公表も謝罪もされません。子供たちの施設での暮らしが安心なものになるように、どのようにできるかも含めて公表の在り方を検討する必要があるのではないか、健康福祉部長にお尋ねをいたします。

〔健康福祉部長下山薰さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薰さん) 本来、子供たちの安全、安心な生活が保障されるべき児童養護施設で、その安全が脅かされる事態は決してあってはならないことです。県としては、未然防止に重点的に取り組む必要があると考えています。

具体的には、入所児童への虐待事案の発生状況等を踏まえ、令和5年度から、県内全ての児童養護施設等を対象として、施設内での虐待の未然防止に特化した研修を実施しています。この研修では、児童と直接関わる職員だけでなく、施設長などの管理職員も対象とし、職員と児童のしっかりと信頼関係の構築や、不適切な対応が起きにくい透明性の高い組織体制づくりなどを学べるカリキュラムを設けています。

また、家庭内での虐待により心身の安全が守られてこなかった子供は、自身が傷つけられていることを自覚しにくい傾向にあります。そのため、児童相談所職員は、子供を保護した時点で、施設内では子供の安全が最大限守られるべきこと、そして、生活する中で生じた疑問や不安などは遠慮せずにどの職員に相談してもよいことを丁寧に説明しています。

さらに、児童相談所職員による面談に加え、子供の意思表明をサポートする専門家、いわゆるアドボケイトを児童養護施設等に定期的に派遣し、子供たちの小さな声にも耳を傾ける取組を行っています。

このように、支援に関わる大人の意識を高め、子供たちの声を聞き逃さないための仕組みが入所児童

に対する虐待の防止につながるものと考えています。

次に、施設内で発生した虐待事案の公表についてですが、児童福祉法等において、毎年度、虐待の種別や類型別の件数などといった所定の項目を公表することが義務づけられており、本県でも当該法令に則した公表を行っています。国のガイドラインによると、個別事案の公表に当たっては、被害児童や他の子供たちへの影響に配慮が必要とされており、県としても個別事案の特定につながる情報の公表には慎重を期すべきであると考えています。

このため、個別事案の公表については、子供たちの権利擁護を最優先に、社会福祉審議会の意見や社会的な影響、再発防止策としての必要性なども踏まえ、適切に判断を行ってまいります。

児童養護施設が子供たちにとって真に安全、安心な居場所となるために、子供たちを守る体制づくりにしっかりと取り組んでまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 お答えをいただきました。

未然防止に重点的に取り組む必要性、これについては十分に理解をしています。だけど、今回やっぱり問題だというふうに思うのは、被害者救済の在り方なんです。だから、謝罪と公表というお話をしました。被害者は、精神的、身体的、思考的など様々なトラウマを抱えます。そして、それは長期的に及びます。見かけはどうもなくとも、何かのきっかけで、やっぱりフラッシュバックしていくと。そういう人たちは、日常生活もままならない人たちもたくさんいます。長期の児童養護施設にいただけではなくて、そこから出た後の長期的なサポートも必要になるんです。そのための体制が必要だというふうにお話しします。しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

今回お話しした県北の事例は、熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第7章62条に明らかに違反しています。入所している子供の安心が守られず、健やかな成長が保障されていないことは条例違反です。このことを取ってみても、違反した関係者は謝罪しなければならないのではないかでしょうか、そのように考えます。そして、それは公表の在り方をしっかりと検討する必要があるのだと思います。

鳥取県の児童自死事案に関する再検証報告書公表版というのがあります。これは、担当課にも、絶対読んでくださいねということでお話をしました。

令和3年8月に児童養護施設で発生した児童の自死事案について検証を行うために、県が外部識者による検証チームを設置したんです。ここから始まっています。その中で、この事案をどのように扱うのか、公表をどのように行うかなど詳細に検討され、記録が残っています。ぜひ、このことを熊本県も検討いただきたい、見ていただきたいというふうに思います。

今回、公表については、子供たちの権利擁護を最優先に、当然です。社会福祉審議会の意見や社会的影響、再発防止策としての必要性、だから必要だというふうに言っています。それを踏まえて適切に判断していくとの御答弁でした。だから、適切に判断を行っていただきたいというふうに思います。どのような場合に公表するのか、謝罪するのかしないのか、どのような公表の方法があるのか等、検討

いただきたいというふうに思います。

権力を持つ大人と子供という力関係の中で、まして、施設しか行き場のない子供に対して性暴力が行われることに憤りしかありません。徹底的に被害者に寄り添うという姿勢で対応いただくことをお願いして、この項を終わります。

周産期メンタルヘルスについて伺います。

妊娠、出産は、ホルモンバランスの変動や役割の変化など、身体的、心理的に大きな負担を伴う時期です。また、母親になる不安や育児に対する不安、社会とのつながりも希薄化してきますし、孤独感も感じやすくなります。日本では、妊産婦の自殺が社会問題化しています。産後鬱への早期介入が本当に重要視されています。

このように、妊娠、出産期の女性の心の健康を守るために、周産期メンタルヘルスへの取組が不可欠であり、母親の自殺予防や児童虐待防止にも直結します。

熊本では、県立こころの医療センターで専門外来が設置されるなど、取組が進められています。このことを私は本当に大きく評価をしています。

そこで、今年4月に開設された県立こころの医療センターでの産後うつ外来の現状と課題について、病院事業管理者職務代理者に伺います。

また、県の周産期メンタルヘルスの必要性と今後の方向性について、健康福祉部長に伺います。続けてお願いをいたします。

〔病院事業管理者職務代理者 鍾本亮太君登壇〕

○病院事業管理者職務代理者(鍾本亮太君) 県立こころの医療センターでは、当センターの中期的経営指針である第4次中期経営計画に基づき、県立の精神科医療機関として、政策的に取り組むべき課題に積極的に対応することとしています。

このような中、心の不安や悩みを抱える妊産婦が安心して出産、育児ができるよう、熊本大学病院等と連携し、今年4月に産後うつ外来を新たに開設し、精神的ケアが必要な妊産婦に対する支援を始めたところです。

現状としては、火曜日を除く平日に、周産期メンタルヘルスの担当医師による外来診察を実施しており、10月末時点で、延べ170名、実人数で30名の方が受診されています。

また、診察に当たっては、看護師や心理士、精神保健福祉士等との連携が欠かせないことから、多職種による定期的な勉強会の開催等を通して、センター全体での支援体制の底上げにも取り組んでいます。

課題としては、当センターの医師不足が続く中で、担当医師1名のみで診察に当たっており、その負担が増していることから、安定した診療体制の確立に向けたさらなる医師の確保、育成が必要です。

また、母子同伴で受診されるケースが多いことから、助産師等による母子の健康管理や育児への助言等を通じた支援についても検討を進めていくことが重要です。

今後とも、関係機関と連携を図りながら、メンタルヘルスに悩んでおられる妊産婦の方々に寄り添う

ことができるよう、県立の精神科医療機関としてその役割を果たしてまいります。

〔健康福祉部長下山薰さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薰さん) 2つ目の周産期メンタルヘルスの必要性と今後の方向性についてお答えします。

妊娠、出産は人生の一大イベントであり、周産期は、身体的、心理的に大きな負担を伴い、不安定になりやすい時期でもあります。

議員御指摘のとおり、特に、母親の精神面の不調は、子供への愛着形成や健全な発達などにも影響し、子供への虐待の誘因にもなることから、周産期におけるメンタルヘルスケアは重要であると認識しています。

妊娠から出産後までの支援として、まず、市町村が設置することも家庭センターにおいて、妊娠の届出時から、保健師や助産師等による面接相談や訪問支援を実施し、切れ目のない支援を行っています。

加えて、産科医療機関においては、産後1か月健診の際に産後鬱スクリーニングを実施し、その結果、リスクが高い母親については、その情報を市町村と共有し、保健師等の支援につなげています。また、精神科への受診の必要性が高い方には、さきの答弁にありました県立こころの医療センターの産後うつ外来などを紹介しています。

県としては、周産期メンタルヘルスに携わる保健師や助産師等の人材育成のための研修を実施しており、今後も充実を図ることとしています。

今後の周産期メンタルヘルス対策の推進に当たっては、妊娠婦の受入れが可能な精神科医療機関の拡充なども含め、関係機関との連携強化が重要であると考えており、県医師会との意見交換を始めたところです。

引き続き、市町村や関係団体と連携して、安心して妊娠、出産ができる環境づくりに取り組んでまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 先日、こころの医療センターで開催されたこころうきうき祭りにお邪魔をいたしました。お天気にも恵まれて、600人の来場者があったとの御報告も受けました。御家族連れも多くて、本当に地域に開かれた医療機関としての役割を果たしておられることを改めて感じたところでした。

その折に、施設も見学をさせていただいて、周産期外来の待合室とか診察室とかミーティング室なんかも視察させていただきました。本当に空きスペースを利用して整えられたんだなということがうかがえるようなものでした。

担当医1名のみということで、本当に医師の確保、育成が課題であるということをお話しいただいたところです。県としても、その辺りの対策というか対応を、しっかりと県医師会と意見交換を始めて、充実させていくというようなことだっただろうと思います。

医師不足の深刻さというのは重々承知しております。しかし、妊娠、出産した女性のサポートの充実というのが、まずは、そのこともまんなかであるとか、少子化対策であるとかといったところで、本

本当に充実させなきゃならない部門じゃないかなというふうに思います。安心して子供を産める環境、これが年々厳しくなっています。

このような中で、県のこころの医療センターの産後うつ外来は、安心が担保される大切な病院でありますし、地域の様々な医療機関、また、活動されているような団体とも連携をしながら取り組んでいく、そんな大切な機関だというふうに思います。安定的に医療が届けられるような取組をお願いしたいと思います。

次に移ります。

定時制、通信制差別を二度と起こさないための取組について伺います。

2025年度の定時制高校在籍者数は419名、通信制は900名を超えております。年々増加傾向にあります。様々な入学動機で自分の学ぶ場所を求め、日々学業と仕事を両立させながら、高校卒業の資格を得るために努力を重ねられています。また、将来の夢をかなえるために、定時制や通信制を選択する生徒も増えており、環境整備が急がれます。

そのような中で、2024年6月に、熊本市、熊本県主催での高等学校と企業との意見交換会において、定時制、通信制の生徒に対する18年間に及ぶ就職差別と取られかねない事案が発覚しました。この意見交換に参加希望がある企業に対して、事前アンケートで、定時制、通信制からの受入れの可否について尋ねていたというものです。

就職に当たって、定時制、通信制の生徒と全日制の生徒を区別して取り扱うことは決してあってはならないことです。根強い差別意識があるということも浮き彫りになったのではないでしょうか。

そこで、この発覚からどのような改善が図られてきたのか、また、今後の取組について、商工労働部長に伺います。

〔商工労働部長上田哲也君登壇〕

○商工労働部長(上田哲也君) 議員御指摘のとおり、熊本市と県の主催で昨年6月に実施しました高等学校と企業との意見交換会における県内企業への事前アンケートにおいて、定時制、通信制高校からの受入れ可否を尋ねる設問がありました。

これは、就職に当たって、定時制、通信制高校の生徒と全日制の生徒を区分して取り扱うもので、定時制、通信制高校の生徒に対する就職差別にもつながりかねない不適切な設問であったと深く反省をしています。

今回問題が発生したのは、職員の人権意識が不十分であったことが原因であると認識をしております。

このため、同様の問題が生じないよう、人権意識を高めるため、今回の事案を取り上げた上で、人権尊重の考え方について全所属を通じて職員に通知をいたしました。

また、今年度は、意見交換会のアンケートから定時制、通信制高校に関する設問を削除するとともに、全職員を対象とした特定課題研修等におきまして、改めて当該事案を紹介し、人権意識の徹底に努めているところです。

さらに、民間事業者を対象として、県、熊本労働局及び各ハローワークとの共催により、県内6か所で開催する公正採用選考人権・同和問題啓発推進員研修会などの機会を通じまして、人権意識の啓発を進めています。

今後も、このような取組を通じて、県全体の公正な採用選考をはじめとする様々な場面における人権意識の醸成にしっかりと取り組んでまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 昨年の事案発覚から改善が図られてきているということを改めて確認をさせていただきました。そして、人権教育なども含めて、しっかりと研修をやっているというお話をしました。

これは、多分企業と職員にも問題があったかもしれません、学校にもやはり問題があつたんだろうなというふうに思います。やはりこのことを、やっぱり10何年間気づかずにいたということについては、やはり学校側も改めてしっかりと就職差別であるとか、やっぱり定時制、通信制の子供たちの人権の問題であるとか、こういったことに学校もきちんと取り組んでいただきたいなというふうに思います。

先ほど紹介しましたように、定時制や通信制で学ぶ生徒も増えてきています。今年あつたことですが、公共交通機関のダイヤ改正時も、夜間の定時制に通う生徒の帰宅時間に配慮をお願いしたいと思いますし、養護教諭の配置も進めていただきたいと思います。全日制で配慮されることは、まず、定時制、通信制への配慮が可能かどうかということを、しっかりと同じように併せて検討いただきたいというふうに思います。

最後の質問になります。

国家戦略特区制度、家事サービスに従事する外国人の受入れについて伺います。

この事業については、くまもと新時代共創総合戦略の具体的施策として記載をされています。

その位置づけは、ビジネスの国際化、国際交流の促進とあり、その具体策として、外国人労働者も含めた子育て世代の仕事と育児の両立支援にもつながる外国人による家事代行サービスについて、ニーズを踏まえ、国家戦略特区の活用による導入を検討しますということで記載がしております。

また、10月29日、知事の定例記者会見の記者とのやり取りの中で、熊本で外国人を従業員として雇うような企業が増えてきており、そうした企業が、福利厚生で従業員向けのベビーシッターとかお手伝いさんとして外国人を雇いたいというニーズがあるし、それ以外に、日本人でも外国人の家事支援を受け入れたいことがあるかもしれないとお答えになっています。そして、家事支援の事業が人材不足で成り立たない現状もお話しになっています。その上で、事業をやりたいという企業もあり、モデルとして始めてみたいというようなお話をされておりました。

現在、熊本県に在住している外国人は、2024年度末で2万9,385人となり、前年より3,796人、14.8%の増加となっています。以前から、共生社会の実現のために、県をはじめ各自治体に相談窓口を設置することや、地域社会においては、共に暮らす一員として、本当に身近な関係性をつくってきたということを八代市でも見てきております。

しかし、最近、外国人を排斥するような動きも見られます。この動きは、熊本県で暮らす外国人の暮

らしも脅かすものであり、このような現状も踏まえ、今回の制度を円滑に進めていくためにどのような対応をされていくのか、商工労働部長にお尋ねをいたします。

[商工労働部長上田哲也君登壇]

○商工労働部長(上田哲也君) 家事支援活動を行う外国人については、現行制度では、外交官や研究者、法律分野等の専門職である高度外国人材が雇用する場合にしか入国及び在留が認められていません。

一方で、本事業は、国家戦略特区制度を活用することにより、出入国在留管理局や労働局等の国関係機関や県で構成する第三者管理協議会による管理の下、家事支援サービス企業に雇用される外国人の入国や5年を限度とする在留が可能となる制度でございます。

先行する他の都府県においても、サービスを利用する世帯が年々増加しており、本県においても、県内の家事支援サービスが充実することで、子育て世代の仕事と育児の両立につながることを期待して、この制度を活用することとしました。

本事業の特徴は、外国人材の受入れと企業によるサービス提供について、厳格な要件や受入れを管理する体制を構築した上で実施する点にございます。

なお、議員御指摘のとおり、SNS等では、外国人が増えると犯罪が増えるといった根拠のない情報もあり、外国人が増えることに対して漠然とした不安を抱えている県民もいらっしゃいます。

そのため、県民に対しては、正確な情報発信に加えて、外国人を地域社会の一員として受け入れる多文化共生に向けた意識の涵養が不可欠であると認識をしています。

そこで、県では、外国人材が地域社会へ溶け込んでいけるよう、地域の文化・伝統行事体験や地域住民との交流事業などを支援しています。

事業を実施した団体からは、外国人の方と交流し、異国の文化に触れることで地域住民との距離が縮まり、とても有意義だった、また、地元参加者からも、外国のことを知れてよかったですと好評をいただいております。

県としては、多文化共生の意識醸成を図りながら、家事支援外国人受入事業については、本年度中に設置します第三者管理協議会において、厳格な管理、審査体制の下、実施することとしています。

県民に対しても、本事業の趣旨を御理解いただくとともに、不安解消につながるよう随時実施状況等の公表を含め、丁寧に説明をしながら取り組んでまいります。

○副議長(緒方勇二君) 幸村香代子君。——残り時間が少なくなりましたので、発言を簡潔に願います。

[幸村香代子君登壇]

○幸村香代子君 子育て世代がこの家事支援サービスをどれくらい利用されるかということについては、やっぱり金額の問題いろいろあるので、不透明だとは思うんですけども、まず、そのサービス事業者の人手不足を解消できるということとか、利用したい人たちが利用できるということについては理解をするところもあります。

ただ、今私が希望するのは——昨日か一昨日の新聞だったと思うんですが、外国人労働者の労災による死傷者数が、2024年に初めて6,000人を超えたという報道です。労災認定をされない外国人労働者も多くいるということは考えられますから、本当に、病気やけが、また、仕事先や地域でのトラブル、こういったことが、やっぱり熊本でも起きているのではないかと、いや、起きているんだと思います。だけん、そういったところにもきちんと対応することをしていかなければいけないんじゃないかなと思います。

11月26日の全国知事会では、多文化共生社会の実現を目指す全国知事の共同宣言をまとめられました。1番、多文化共生の推進、2番、ルールに基づく共生と安心の確保、3番、正確で積極的な情報発信という構成になっております。ぜひ、これを基に具体化を進めていただきたいというふうに思います。

いずれにしても、せっかく熊本を選んできてくださる方たちに、安心して仕事や日常生活を送っていただきたいというふうに思いますし、熊本を選んでよかった、そう思っていただくような環境整備をさらに進めていただきたいというふうに思います。

○副議長(緒方勇二君) 所定の時間を超えていますので、発言を終了願います。

○幸村香代子君(続) 以上をもちまして私の一般質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)